

開発許可を要しない共同住宅等の建設に係わる指導指針

都市計画部まちづくり指導課

開発行為に係る駐車場、緑地及び雨水排水施設の整備については、沼津市開発許可指導技術基準（以下「技術基準」という。）において、整備基準を定めたところであるが、開発許可を要しない共同住宅等の建設に関しても、技術基準に準じ、以下の値を標準とすることとし、開発行為に関する行政相談、国土法の届出及び建築確認申請手続の受付時等の機会をとらえ、開発者や関係者の理解と協力を強く要請するものとする。

（『共同住宅等』とは一般住宅以外のすべての建築物を意味します。）

区 分	基 準
駐 車 場	開発区域内に計画戸数の駐車施設 (共同住宅の場合は計画戸数、それ以外は必要台数)
緑 地	敷地外周に開発面積の10%以上
雨 水 抑 制 施 設	調整池、雨水浸透施設等

ただし、駐車場について開発区域内に計画戸数分を設けられない場合は、区域付近に確保するものとし、既成市街地等で高度に土地利用を図る必要がある場合は、極力確保するものとする。

お知らせ

本指導指針に基づき提出される計画書は、駐車場・緑地・雨水抑制施設の整備計画に関するものであり、他法令等による許認可、協議等が別途必要となることを申し添えます。また、本計画書の提出をもって、開発許可不要であることを証明するものではありません。

なお、開発許可不要であることを証する書面の交付が必要な方は、まちづくり指導課担当にご相談ください。

※敷地面積が1,000 m²以上の場合、緑地、雨水抑制施設の計画内容について、それぞれ緑地公園課、河川課が協議先の担当課です。各課協議を終えた後、まちづくり指導課に計画書の提出をお願いします。

開発許可を要しない共同住宅等の建設に係わる計画書

平成 年 月 日

沼津市長 あて

申請者 住所

氏名

(電話番号) _____

下記建築計画について、駐車場、緑地、雨水抑制施設を計画しました。

記

1. 施行区域

① 位置

② 地域地区 市街化区域 市街化調整区域 都市計画区域外

③ 用途地域

④ 面積 m^2

⑤ 予定建築物

2. 添付図面 位置図、公図写し、土地利用計画図、土地登記事項証明書、
求積図（敷地及び緑地）、平面図（建物）、雨水抑制施設構造図等
敷地の断面図（現況線・計画線）現況写真、その他必要な書類

3. 連絡先 (電話番号)